

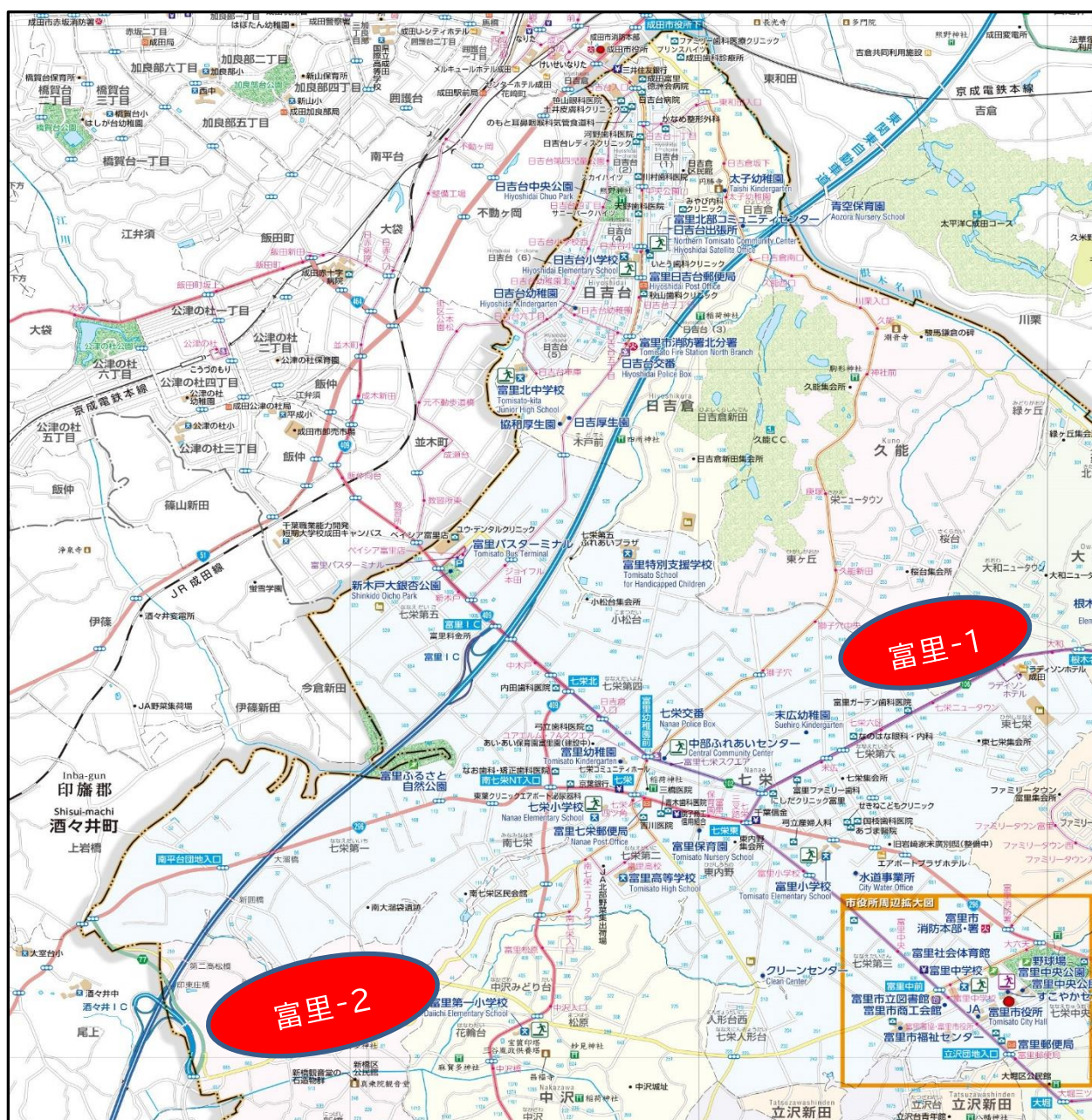


産業集積候補地の指定による新たな企業立地の受皿創出 ～市街化調整区域に流通業務施設等の建築が可能に!!～

成田空港の機能強化を見据えた流通業務施設や工場など、新たな受皿となる建築可能区域が、令和6年6月18日付けで千葉県から指定されました。

これは、本市が千葉県へ強く要望して実現した市街化調整区域の規制緩和となる都市計画法第34条第12号に基づく千葉県条例が改正されたことを受けたもので、千葉県内初の区域指定となります。

1 位置図 ※指定区域の詳細は裏面へ



(裏面に続く)



2 指定区域（凡例：■→指定区域の概略位置）

【富里 - 1】

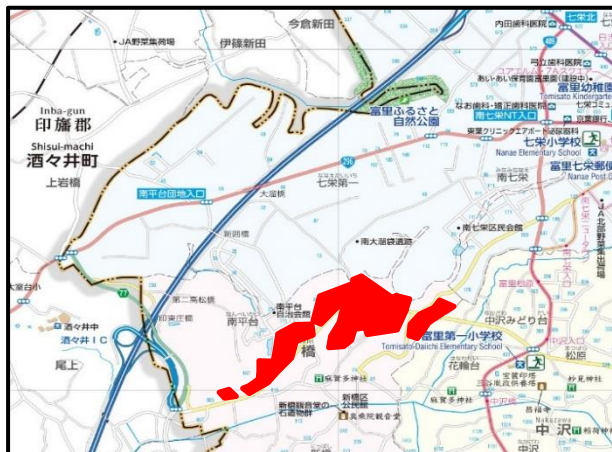


< 富里 - 1 >

○大和、久能、七栄の一部

○約 13.9 ヘクタール

【富里 - 2】



< 富里 - 2 >

○富里市新橋の一部

○約 10.4 ヘクタール

3 立地可能な建築用途

○倉庫

○荷さばき施設

○工場

○研究施設

<参考> 都市計画法第34条第12号に基づく千葉県条例とは・・・

市町村の都市計画マスタープランに位置付けられた産業拠点等について、市町村からの申出を受け、開発を誘導する区域を千葉県知事が指定し、その区域内での立地可能な建築用途の建築が可能となるものです。

問合せ先

担 当 都市建設部都市計画課宅地建築班

担当者 井町

電 話 0476-93-5148 【直通】

F A X 0476-93-5153

メー ル toshikeikaku@city.tomisato.lg.jp

